

ABL (Asset Based Lending) の民事再生手続における 将来債権譲渡担保の射程(2)

相 馬 一 天

はじめに

1. 将来債権譲渡担保の法的構成に関わる学説
 2. 将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲 — いわゆる固定化の議論 —
 3. 肯定説における将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲の考察
 4. 将来債権譲渡担保の固定化概念に関わる考察
 5. 民事再生法の下での別除権の実行
 6. 将来債権譲渡担保のあるべき運用方法
- おわりに

はじめに

ABL (Asset Based Lending ; 以下 ABL とする) は、企業の売掛債権や在庫担保を返済財源とみなして流動資産に担保を設定する融資手法である。従来の伝統的な融資は、一次的には企業の財務等総合的に企業の返済能力に依拠し、不動産担保や保証は信用を補う二次的なものである。ABL は、一次的には売掛債権や在庫担保等に依拠し、返済能力は二次的にとらえる融資手法である。

前号では、ABL および将来債権譲渡に関わる理論的な整理を行い、ABL 実行後の民事再生手続における将来債権譲渡の議論に考察を加えた。本号では、1 において将来債権譲渡担保に関わる解釈について述べ、2 において将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲、すなわち、いわゆる固定化の議論を概説し、3 において定説における将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲を考察し、4 において将来債権譲渡担保の固定化概念に関わる考察をする。5 において、民事再生法の下での別除権のケースを例にあげ、6 において将来債権譲渡担保のあるべき運用方法を示唆する。

1. 将来債権譲渡担保の法的構成に関わる学説

集合動産譲渡担保の構成は個々の動産ではなく、動産の集合体が一個の譲渡担保の対象となっているものとするものとする説がある。集合動産譲渡担保の目的物について、大きく2つの類型に分けられる。1つ目は、構成要素に変動のない機械器具のような動産群とするもの、2つ目は、流出・搬入が繰り返されている在庫商品のように構成要素が流動している動産群とするものや原材料のように製品化によって形態が変動する動産群である。2つ目の類型については、目的物の入れ替わりが予定されているため、構成要素の入れ替わりの説明が困難となることがあるが、通説、判例ともに集合物動産全体を内容の変動する一つの集合物と概念することで、これに譲渡担保権を成立すると解することができる。

学説の1つに構成動産の入れ替りについては、一個の物の構成要素の変動にすぎないという見方がある⁽¹⁾。なお、昭和62年の最高裁判決（最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁）では、「構成部分の変動する集合動産についても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなど何らかの方法で目的物の範囲が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的となりうるものである」として集合動産譲渡担保の有効性を承認した。

学説のなかには、こうした集合動産の集合に着目し、集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保とは本質的に差異はないとして⁽²⁾、集合動産譲渡担保において一つの集合物と観念した固定化概念を将来債権譲渡担保にも適応させる考え方があ

しかしながら、集合債権譲渡担保は、現在債権および将来債権を一括して

-
- (1) 道垣内弘人『担保物権法 第3版（現代民法Ⅲ）』（有斐閣2008年1月）328頁。高木多喜男『担保物権法 第4版』（有斐閣2005年7月）369頁。最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁。最判昭和57年10月14日判時1060号78頁。最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁。
 - (2) 伊藤眞「倒産処理手続と担保権—集合債権譲渡担保を中心として—」NBL872号66頁 引用文では集合債権譲渡担保を使用しているため、ここでは原文を優先し将来債権譲渡担保とは表記しない。

譲渡担保にとる方法であるという学説もある。集合債権譲渡担保は、集合動産譲渡担保のように債権群が経済的一体性を有しているわけではなく、一個の譲渡担保設定契約で、現在債権だけではなく、将来発生する幾多の債権を包括的に担保にとりうるという便宜のために利用されるという考え方である⁽³⁾。

集合債権譲渡には、動産における「集合物」概念はなく、集合動産のような一つの集合物としての譲渡ではなく、個別債権についての個別譲渡の束が存在しているものとしてとらえることが妥当であると捉えることも可能である⁽⁴⁾。この学説をとれば、特例法登記もこの譲渡の束を登記上一括して公示しているにすぎないことになる。

このように将来債権譲渡担保の代表的な解釈には、「集合動産と同様に将来債権譲渡担保を一つの集合物と同様に観念する学説」および「個別債権について個別譲渡の束が存在したものが将来債権譲渡担保である」と捉える学説の2つがある。

2. 将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲 — いわゆる固定化の議論 —

将来債権譲渡担保の効力は事後取得財産に及ばないとする否定説では、倒産手続開始によって譲渡担保権者の意思に基づく譲渡担保権の実行によって固定化が生じるものであると主張されている⁽⁵⁾。これによれば、将来債権譲渡担保であろうと、集合動産譲渡担保であろうと、通常の状態に設定者が処分権を有することにより、債権や動産の流入・流出といった連環構造が保たれている。しかし、有事によって、担保権者が譲渡担保権を実行すれば、設定

(3) 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』（有斐閣 2005年7月）374頁。

(4) 森田修『債権回収法講義〔第2版〕』（有斐閣 2011年4月）95頁。引用文では集合債権譲渡担保を使用しているため、ここでは原文を優先し将来債権譲渡担保とは表記しない。

(5) 前掲(2)、伊藤真「倒産処理手続と担保権 — 集合債権譲渡担保を中心として —」67頁。

者の処分権を剥奪することになり、既発生債権が譲渡担保権者に確定的に帰属することになる。

事後取得財産に担保権の効力が及ばないとする否定説では、いったん債権の流入・流出の連環構造を断ち切ってしまえば、ふたたび将来の担保目的物が発生し、集合体に流入することは、担保設定契約当事者の合理的意思から考えても、それを期待することはできないとする。将来債権譲渡担保の実行を通じて、目的債権の範囲を固定化して、将来発生する債権の捕捉を断念するか、それとも、将来債権譲渡担保の実行を控え、将来債権譲渡担保を存続させ、将来債権の捕捉を目的とするかは、担保権者の判断にかかっているという考え方である。

他方、事後取得財産に担保権の効力が及ぶとする肯定説は、現在の判例理論を前提にすれば、集合動産譲渡担保と同じ意味での固定化という現象は債権には発生し得ないとし、集合物に対応するような集合債権という概念を判例は用意していないとする⁽⁶⁾。

集合物の概念を債権にも当てはめる固定化の概念については、集合物論をとるメリットとして、対抗要件の時期を担保設定した時点で債権群を固定化できることにあったが、債権譲渡担保においては譲渡担保契約時に将来発生する債権についても対抗要件を具備することができること⁽⁷⁾、あるいは集合債権譲渡担保と呼ばれていても債権の確定的な譲渡については一個の将来債権を対象とする譲渡担保がなされた場合と同じであることから集合債権を概念する必要はないとするものである⁽⁸⁾。

なお、集合動産譲渡担保と同じ意味での固定化という現象は発生しえないという学説のなかには、次のような方法論の提案がなされている。倒産手続開始時点で固定化するのと同じ効果をもたらすためには、「将来債権譲渡担保の契約の中で、たとえば倒産手続が開始した場合には、その開始時点の

(6) 山本和彦「債権法改正と倒産法（上）」NBL924号（2010年3月）18頁。

(7) 道垣内弘人『担保物権法第3版（現代民法Ⅲ）』（有斐閣2008年1月）347頁。

(8) 潮見佳男「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL856号（2007年9月）17頁。

債権にしか譲渡担保の効力は及ばさず、それ以外の債権については譲渡担保の効力の外である旨を当事者間で合意することにより、集合動産譲渡担保の固定化と同様の現象を債権についても生じ得る」ことができるとしている⁽⁹⁾。

最高裁第3小法廷判決平成11年1月29日（民集53巻1号151号）は、将来債権譲渡の第三者対抗要件の効力発生時期が、対抗要件具備時点であることを前提にしており、対抗要件を権利移転の公示・対抗手段と考えるならば、対抗要件具備時点ですでに権利は移転しているとする⁽¹⁰⁾。このことから、債権譲渡契約がなされたならば、債権は譲渡されたと考え、将来債権譲渡担保においては譲渡担保契約時に将来発生する債権についても対抗要件が具備されたものと解することもできる。

3. 肯定説における将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲の考察

将来債権譲渡担保の効力は事後取得財産に及ばないとする否定説では、固定化によって将来債権譲渡は制限されることから、会社更生や民事再生の手続の趣旨、事業の再生・更生を図るという趣旨に沿うことが可能であろう。しかし、将来債権譲渡担保の効力は事後取得財産に及ぶとする肯定説をとれば、いつ、どこまでの将来債権を譲渡人が受け取るかという難題が残っている。

平成19年判決によれば、譲渡担保契約によって債権は確定的に譲渡されているので、（債権が発生した時点で）当然に譲渡担保権者がその譲渡された債権を取得することになり、倒産手続が開始した場合でも、債権譲渡契約の範囲内の債権は譲渡担保権者が取得することになる。また、管財人もそれを受け入れざるを得ないであろう⁽¹¹⁾。しかし、製品を販売するまでにさまざまなコストを負担しながら売却したとたんに、その売掛債権が当然に譲渡

(9) 前掲(6)、山本和彦「債権法改正と倒産法（上）」18頁。

(10) 池田真朗「最高裁の当然かつ正当な判断」NBL854号（2007年4月）15頁。

(11) 前掲(6)、山本和彦「債権法改正と倒産法（上）」16頁。

人に移転し、再生債務者や更生会社には帰属しないのでは、事業の再生を妨げるという懸念がある⁽¹²⁾。

これに対して、債権譲渡の「期間の長さ等の契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合」には、その将来債権の譲渡が公序に反する余地があると認められている（最三判平成11年1月29日民集53巻1号151頁）。

4. 将来債権譲渡担保の固定化概念に関わる考察

倒産法の趣旨を尊重するべきで将来債権の固定化はやむを得ないという論調もあるが⁽¹³⁾、私見は、実体法の解釈についての論点を倒産法の趣旨に沿って解釈することにはさまざまな矛盾を解決できないのではないかと杞憂する。

現在債権および将来債権を集合的に一括して譲渡担保にとる契約を将来債権譲渡担保ととらえるなら、将来債権譲渡が個別債権についての個別譲渡の束が存在しているにすぎないととらえることは妥当である。

将来債権譲渡担保の効力は事後取得財産に及ぶとする肯定説をとれば、将来債権に対して固定化概念を持つ必要がなく、倒産手続開始決定後にあっても個別の債権について譲渡担保権者が取得することが可能となる。

私見は、譲渡担保が担保としての実質を有しているため、別除権の対象になると考えることができることから、譲渡担保の特性を考慮し、固定化概念をとる必要はないものとするものである。譲渡担保権者が将来債権譲渡担保のみを担保債権として有しているのであれば、将来債権の束の全てを固定化する必要はなく、別除権として将来債権譲渡担保のうち債権期日が到来した順に担保権を実行することは許容されてよいと考えるのである。

(12) 前掲(2)、伊藤真「倒産処理手続と担保権 — 集合債権譲渡担保を中心として —」65頁。

(13) 前掲(2)、伊藤真「倒産処理手続と担保権 — 集合債権譲渡担保を中心として —」65-66頁。

固定化概念を必要とする説では、譲渡担保の実行によってその特質が失われた後に発生する債権も、すべて捕捉されるとすれば、集合債権譲渡担保は、あたかも宇宙空間に存在するともいわれるブラックホールにも似たものになる⁽¹⁴⁾として、固定化の必要性を説く学説もある。しかし、ABLの融資金額は、担保価値より低いものである。例えば、担保適格の売掛債権の価値に80%前後の一定の掛目を乗じた数値と担保適格の在庫の価値に60%前後の一定の掛目を乗じた数値の和が担保の評価額となるに過ぎない⁽¹⁵⁾。そして、そもそもABLはリボルビング方式をはじめとしてモニタリングによって融資金額を変動するものであり、回収できない程の金額の融資がなされていることを想定するのは困難であり、ブラックホールに似たものにはなり得ないと考えるのである。

5. 民事再生法の下での別除権の実行

ここで、民事再生法において、担保権者が将来債権譲渡担保と在庫等の集合動産担保の両方を担保にとっており、担保権を実行する場合のケースを想定してみたい。このケースでは集合動産と現存の債権を譲渡担保として固定化するケースである。民事再生手続においては、担保権は別除権として再生手続によらずに権利行使ができる（民再53条）。一方で別所権の拘束による手続は、利害関係人の多様性に依じて複雑な決議を必要とするなど迅速な再生手続を阻害するおそれもある。そのため、再生手続においては別所権を拘束せずに手続外に置き、必要に応じて担保権実行手続中止命令（民再31条）や担保権消滅請求制度（破産186条以下、民再148条以下）によって権利行使を制限し、事業再生の阻害原因を個別に除去する方法をとっている。

これに対して担保権実行手続の中止命令制度（民再31条）や担保権消滅請

(14) 前掲(2)、伊藤眞「倒産処理手続と担保権 — 集合債権譲渡担保を中心として —」65-66頁。

(15) 堀内秀晃「Asset Based Lendingの事業再生融資への活用に関する考察」NBL955号（2011年6月）51頁。

求制度（民再148条）が規定されているが、中止命令は一時的な過渡的措置のための制度であり、担保権消滅請求制度はまとまった弁済原資が必要となることから、実務的には、再生債務者が別除権を分割弁済することにより、担保権者は一定期間別除権行使をしない旨合意する別除権協定とを約することが多い。

金融機関が別除権協定により長期的に融資残額を分割で回収する場合、動産の固定化が発生することはなく、将来債権においても担保権を実行することもないであろう。設定者にとっては、実質的なリスケジュールとなる。

6. 将来債権譲渡担保のあるべき運用方法

契約は当事者が、お互いに意思表示を合致させて債権・債務という法律上の効果を作り出すものであり、その内容が反社会でない限り当事者の自由な意思で、自由な内容を作り出すことができるものである。

将来債権譲渡担保については、契約の範囲にある個別の債権を取得することが理論的に可能であり、再生債務者と譲渡担保権者がそれぞれ価値を最大化させるための計画に沿って将来債権譲渡担保を扱うことが、再生債務者及び譲渡担保権者それぞれにとって有益である。

例えば、民事再生において倒産手続開始後ただちに債権を固定化し、担保権を実行することは、再生債務者の事業に不可欠な財産が失われて事業再生が行き詰まってしまうことになるが、倒産手続直後の債権に対する担保権をただちに実行するのではなく、既に確定的に譲渡されている将来債権を期待し、別除権協定等によって担保権を固定化せずに企業の再建と債権の回収を徐々にすることにより、事業の継続の可能性が高まり、ひいては、譲渡担保権者は清算価値よりも大きな債権の回収を見込めることもある。

おわりに

本稿では、ABLにおける将来債権譲渡担保と倒産手続について、主として①固定化の議論、②将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲について、学説・判例を概観し ABL における将来債権譲渡担保と倒産手続について論じた。

将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲、つまり、いわゆる固定化の議論については、いったん債権譲渡契約がなされたならば、債権は確定的に譲渡されたと考え、将来債権譲渡担保においては譲渡担保契約時に将来発生する債権についても対抗要件を具備することができるのと考えるのが契約当事者の意思に適っており、集合動産譲渡担保と同じ固定化概念をとる必要がなく肯定説をとるのは妥当であるといえよう。

肯定説における将来債権譲渡担保の効力が及ぶ範囲について、固定化の概念を用いないとブラックホールの如く設定者から財産を奪ってしまうものとなり、事業再生がままならないと懸念が示されているが、ABL の担保価値は清算価値に掛目を加えたものであり、清算価値とは、貸借対照表上の売掛金の残額に掛目を加え評価するものである。ABL による融資手法の特徴から売掛期間を超える融資が実施されることは考え難く、ブラックホールの如く将来債権に譲渡担保権を設定することはないであろう。すなわち、譲渡担保権の範囲を制限する必要はないと考える。

将来債権譲渡担保権者の理解を得ながら別除権協定等により固定化せずに担保権の実行を促すことが将来債権譲渡を「生かす担保」とする一つの方法ではないだろうか⁽¹⁶⁾。この「生かす担保」への取組みが事業再生者及び将来債権譲渡担保権者の双方にとって結果的に利益となり得ると考える。

将来債権譲渡担保に関わる判例の変遷に沿って固定化概念が必要だとする学説から固定化概念は不要だとする考え方が主流である。固定化概念を不要として、別除権協定等で将来債権譲渡担保の実行することが、「生かす担

(16) 池田真朗「ABL の展望と課題 — そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL 864号（2007年9月）28頁。

保」の一つの方法であると論じたが、具体的にどのように非固定化し、企業の再建と債権の回収を行うべきか、は将来債権譲渡担保の範囲から超えて別除権協定のあり方や事業計画にあり方の問題である。この点については、更に研究を要するものとなる。

本稿では、将来債権譲渡の対比としてのみ取り上げた動産担保も ABL における重要な流動資産担保の一部であり、論点も多い。例えば、集合動産譲渡担保においても、固定化概念をとらない有力説が浮上している。こうした動産担保の論点については、今後の課題としたい。ところで、平成27年3月、民法改正法案が平成27年通常国会に提出された。債権譲渡においては、譲渡制限特約の効力、将来債権譲渡の明文化等 ABL の取扱にも影響を及ぼすことになるであろう。こうした民法改正に関わる動向も注視していきたい。

参考文献

- 栗田口太郎「Business Law の新しい運用動向 ABL 実務の近時の動向と担保設定時・担保実行時における諸問題」事業再生と債権管理 126 号（2009 年 10 月）。
- 池田真朗『債権譲渡の発展と特例法 — 債権譲渡の研究 第 3 巻 —』（弘文堂 2010 年 4 月）。
- 池田真朗「最高裁の当然かつ正当な判断」NBL854 号（2007 年 4 月）。
- 池田真朗「民法（債権法）改正と流動化・証券化」SFJ ジャーナル 2 号（2010 年 1 月）。
- 池田真朗「ABL 等に見る動産・債権担保の展開と課題」堀龍兒、鎌田薫、池田真朗、新美育文、中舎宏樹編『伊藤進先生古稀記念論文集 担保制度の現代的展開』（日本評論社 2007 年 3 月）。
- 池田真朗「ABL の展望と課題—そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL864 号（2007 年 9 月）。
- 伊藤眞「集合債権譲渡担保と事業再生型倒産処理手続再考—会社更生手続との関係を中心として」法曹時報 61(9)（2009 年 9 月）。
- 伊藤眞「集合債権譲渡担保と民事再生手続上の中止命令」徳田和幸ほか編『谷口安平先生古稀祝賀記念 現代民事司法の諸相』（成文堂 2005 年）。
- 伊藤眞「倒産処理手続と担保権—集合債権譲渡担保を中心として—」NBL872 号（2008 年 1 月）。
- 伊藤眞『破産法・民事再生法（第 2 版）』（有斐閣 2009 年 6 月）。
- 片山直也「残された課題—将来債権譲渡担保における「担保目的を達成する範囲」とは？」NBL854 号（2007 年 4 月）。
- 河野玄逸「民事再生手続と実体担保制度」堀龍兒、鎌田薫、池田真朗、新美育文、中舎宏樹編『伊藤進先生古稀記念論文集 担保制度の現代的展開』（日本評論社 2007 年 3 月）。

- 倉部真由美「集合債権譲渡担保に対する担保権実行中止命令をめぐる諸問題」NBL948号(2011年3月)。
- 潮見佳男「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NBL856号(2007年9月)。
- 事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』(2007年12月)。
- 須藤正彦「ABLの二方面での役割と法的扱い - 事業再生研究機構編『ABLの理論と実践』を読んで -」NBL879号(2008年4月)。
- 高木多喜男『担保物権法〔第4版〕』(有斐閣2005年7月)。
- 高木新二郎「ABLの普及のために何が必要か」NBL893号(2008年11月)。
- 高木新二郎「アセット・ベースト・レンディング普及のために - 米国での実態調査を踏まえて」NBL851号(2007年2月)。
- トゥルーバグループホールディングス株式会社『アセット・ベースト・レンディング理論と実務』(金融財政事情研究会2008年7月)。
- 道垣内弘人「単純な判決ではない」NBL854号(2007年4月)。
- 道垣内弘人『担保物権法第3版(現代民法Ⅲ)』(有斐閣2008年1月)。
- 中島弘雅「ABL担保取引と倒産処理の交錯 - ABLの定着と発展のために -」金融法務事情1927号(2011年8月)。
- 中村廉平：藤原総一郎「流動資産一体担保型融資(アセット・ベースト・レンディング)の検討 - 事業のライフサイクルを主眼とした中小企業の資金調達の新展開 -」旬刊金融法務事情53(12)1738号(2005年5月)。
- 中村廉平「ABL法制の検討課題に関する中間的な論点整理 - 実務家の声を反映して -」金融法務事情1927号(2011年8月)。
- 堀内秀晃「Asset Based Lendingの事業再生融資への活用に関する考察」NBL955号(2011年6月)。
- 堀龍兒「集合債権論」堀龍兒、鎌田薫、池田眞朗、新美育文、中舎宏樹編『伊藤進先生古稀記念論文集 担保制度の現代的展開』(日本評論社2007年3月)。
- 森田修『債権回収法講義〔第2版〕』(有斐閣2011年4月)。
- 山本和彦「いわゆる集合債権譲渡担保権の実行に対する再生手続上の中止命令 - 大阪高決平成21・6・3本誌本号30頁を中心として -」金融・商事判例1321号(2009年8月)。
- 山本和彦「債権法改正と倒産法(上)」NBL924号(2010年3月)。
- 山本和彦「倒産手続における集合債権譲渡担保の扱い」NBL854号(2007年4月)。